

## 本則課税事業者用 税率区分表 (不動産)

区分	10%	軽減8%			非課税・海外等	合計
収入	賃貸料					
	礼金等					
	敷金償却等					

区分	100%控除※1		80%控除※2		非課税・海外等	合計
	10%	軽減8%	10%	軽減8%		
事業経費	租税公課					
	損害保険料					
	修繕費					
	減価償却費					
	借入金利子					
	地代家賃					
	給料賃金					
	その他経費					
計						

※1 インボイス制度後、1万円未満の課税仕入に対する「少額特例」対象はこちらに含めます

※2 支払相手先が「インボイス登録」を行っていない場合の「経過措置（80%控除）」はこちらに記載します